

富山市上下水道局告示第103号

神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について

神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和8年3月17日から2週間、富山市上下水道局下水道課において縦覧に供する。

令和8年3月16日

富山市上下水道事業管理者

前田 一士

- 1 神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する年月日  
令和8年3月31日
- 2 下水を排除する区域及び終末処理場による下水を処理する区域  
羽根、呉羽町、吉作、長岡、中老田、八尾町石戸、八尾町田中、八尾町大杉、八尾町黒田、八尾町寺家、婦中町笹倉、婦中町砂子田、婦中町鶴坂、婦中町下轡田、婦中町西本郷、婦中町羽根新、婦中町下条、婦中町友坂、婦中町清水島、婦中町十五丁、婦中町添島、婦中町中名、婦中町千里の一部  
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用を開始する排水施設の位置  
別紙のとおり
- 4 神通川左岸流域下水道関連富山公共下水道の供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
射水市海竜町地内 神通川左岸浄化センター

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

富山市上下水道局告示第104号

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域について

富山市下水道事業受益者負担金・分担金の対象区域を定めたので、富山市下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年富山市条例第299号）第6条の規定により、次のように公示する。

なお、関係図書は、令和8年3月17日から2週間、富山市上下水道局下水道課において縦覧に供する。

令和8年3月16日

富山市上下水道事業管理者

前田 一士

- 1 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する年月日  
令和8年6月1日
- 2 富山市下水道事業受益者負担金・分担金の賦課対象区域  
羽根、呉羽町、吉作、長岡、中老田、八尾町石戸、八尾町田中、八尾町大杉、八尾町黒田、八尾町寺家、婦中町笹倉、婦中町砂子田、婦中町鶴坂、婦中町下轡田、婦中町西本郷、婦中町羽根新、婦中町下条、婦中町友坂、婦中町清水島、婦中町十五丁、婦中町添島、婦中町中名、婦中町千里の一部  
※詳細な地番は別紙のとおり
- 3 富山市下水道事業受益者負担金・分担金を賦課する排水施設の位置  
別紙のとおり

（「別紙」は省略し、関係図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）